

平成20年第1回稲城市教育委員会臨時会

1 平成20年2月6日午後13時00分から、稲城市役所4階全員協議会室において、平成20年第1回稲城市教育委員会臨時会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
稲垣 弘子
安江 元治
伊勢川 岩根
松尾澤 幸恵

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	高野 誠三
指導室長	石鍋 浩
指導主事	大場 一輝
指導主事	今田 敏弘
学校給食 共同調理場所長	吉井 四郎
生涯学習課長	西山 誠
体育課長	岡本 育大
文化センター課長	真藤 隆之
図書館長	川廷千代子

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課長	柳川 茂夫
学校教育課庶務係長	小川 由紀夫
学校教育課庶務係	小沢 敏子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1 「会議録署名委員の指名」

(2) 日程第2 「会期の決定」

(3) 日程第3 第1号議案

「平成20年度稲城市教育委員会の教育目標について」

(4) 日程第4 第2号議案

「平成20年度稲城市公立学校管理職（校長・副校長）の人事について」

(5) 日程第5 「報告事項」

委員長 　ただ今から、平成20年第1回稲城市教育委員会臨時会を開催いたします。

　それでは、日程第1.本日の「会議録署名委員」についてをお諮りいたします。

　前例に従いまして委員長指名といたしたいと思っております。

　御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　御異議なしと認めます。

　よって、本日の会議録署名委員は、稲垣委員にお願いいたします。

　次に日程第2.「会期の決定」についてをお諮りいたします。

　本臨時会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　御異議なしと認めます。

　よって、会期は、本日1日と決しました。

　これより議事に入りますが、本日は議事進行の都合上、日程第4.第2号議案の後、日程第3.第1号議案を行います。以降は議事日程に従い順番に進めてまいります。よろしくお祈りいたします。

　それでは、日程第4.第2号議案「平成20年度稲城市公立学校管理職（校長・副校長）の人事について」を議題といたします。

　本会議につきましては、人事案件ですので、秘密会とすることに御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　異議なしと認めます。

　よって第2号議案は秘密会といたします。

　本秘密会におきましては、関係者以外の方の退席を求めます。

　暫時休憩いたします。

（これより第2号議案は秘密会）

秘密会議録は別紙

(これにて第2号議案秘密会は終了)

委員長 再開いたします。

これより、第2号議案「平成20年度稲城市公立学校管理職（校長・副校長）の人事について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。

従いまして、第2号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第3.第1号議案「平成20年度稲城市教育委員会の教育目標について」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成20年度稲城市教育委員会の教育目標を決定する必要があるので、本案を提出するものであります。

詳細につきましては、指導室長より説明いたします。

指導室長 それでは、ご説明を申し上げます。

まず、教育目標を決定するに当たりまして、やはり時代の要請等もかんがみまして、まずは、地域、学校、家庭のそれぞれの役割を明確化していく必要があるという一つ考え方をベースに持ちました。

もう一つは、文字をずらずら並べているだけではなかなか読んでもらえない、ということもあって、少しはビジュアル化、視覚化を図ろうということでアレンジをさせていただいておりますので、その2本が今までと大きく違います。

そして、地域の方々などにも読みやすいようにということで、教育目標等の言葉の文末を常体、つまり「で・ある」体から「です・ます」体に変えてあります。少しやわらかくして読みやすくというところも、細かいところですが、工夫をさせていただいたつもりです。

それでは、お手元のA3判の1枚の資料をご覧ください。

稲城市教育委員会の教育目標ということで、左上に稲城市の教育目標一番中心のものを据えさせていただいております。この中身は大きく変わりませんが、先ほど申しましたように文末の表現が変わっているところが入っております。

そして、矢印をつけて、この目標が具現化されて基本方針4本になりますよということで、その下に示させていただいております。これは、昨年度まではここに書いてある基本方針の四角囲みの下に、学校が推進すること（1）ダダダダと、（2）ダダダダというように、かなり文で細かいところまで示しておりました。もう一つ、学校、家庭、地域が

連携した形で推進することとしてということで、また(4)、(5)というように続けて文が出ていました。それを一切、下のほうの詳細の部分はカットしてあります。それが基本方針の1から4までであります。それで、昨年まで下に細かく書いてあった部分を、矢印どおり進んでいただいて右のほうに据えてみよう、ビジュアル化して据えてみようというのが今年度の示し方です。

平成20年度における重点施策ということの中に、まず、今までもありました「稲城の教育における三つの柱」を一番上に置きまして、それをベースに稲城エデュケーションプログラムで学校に具現化していても構いませんよと、というような示し方をさせていただいています。さらにその下に、学校、家庭、地域というキーワードに基づきまして、もう一つは、「基礎・基本の徹底」「本物との出会い」「連携」という稲城エデュケーションプログラムの中の柱に基づきまして、このような図式にしていこうと考えております。ただ、今回お示ししたのは考え方でございまして、「基礎・基本の徹底」の下の「学校の役割」等を見ても空欄にさせていただいておりますが、このあたりにつきましては、ぜひ教育委員の先生方からご意見を頂戴したり、またPTAですとか地域の方々、当然学校からもご意見を頂きながら、それぞれの枠に三つ程度の項目を入れ込んでいって完成をさせたらどうかというように考えております。

例えば「基礎・基本の徹底」の中に「学校の役割」として、朝読書の励行とか、そんなものを入れてみる。これはあくまで例ですけど。あと家庭のほうでは、早寝、早起き、朝ご飯の習慣化というのを入れてみるとか、そんなものを入れていくと、保護者などが見てもわかりやすいものになるかなというように考えたわけでありまして。

最後、生涯学習社会というのがベースにございますので、そこの部分を支えの部分として一番下に示させていただいた。そのような考えで、このような形態のものに20年度はぜひとも変更したいと考えて提案をさせていただいたところです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

委員長 以上で提案理由の補足説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。ご質問等ありましたらお願いいたします。

安江委員、どうぞ。

安江委員 教育に関することですので、理念等崇高なものを目指して、言葉もそういう言葉を選んでるのは理解できます。しかし、これを子どもたち、そして保護者の方々に素直に受け入れていただくためには、崇高さばかりではなくて、受け入れやすい言葉の選択というものも考えていかなければいけないのではないかと思います。

具体的に私が感じるのは、この基本方針の1から4番の中で3番と4番、学校経営の改革、市民の教育参画、そして4番目の生涯学習、文化・スポーツ。この中にある「市民感覚」ですとか「少子高齢化社会の

中で、「個人の生活を」というような言葉は、非常に受け入れられやすい、一般の庶民、市民の感覚にマッチした文言だと思います。それに比べて基本方針の1番と2番、「すべての大人と子どもが、人権尊重の理念を正しく理解する」そして「そのために、人権教育、心の教育」、その後「稲城への愛着」、この辺はいいかと思うのですが、この「すべての大人と子どもが、人権尊重の理念を正しく理解する」、これは素晴らしい文言だとは思いますが、私自身もそう簡単に理解できていないし、これは大変なことだと思うのです。ではどうするかというのはまた後にするとして、私の感じたまま、今この辺の「人権尊重の理念を正しく理解する」、これをどう解釈するかという点が1点。

それから2点目、「国際社会に生き、社会の変化に主体的に対応できるよう」、これも素晴らしいことだと思います。確かにそのとおりだとは思いますが、稲城の小学生、中学生の子どもたちの教育を論じるときに、こんなに大上段に国際社会に生きるという文言が果たして必要なのかどうか。大切なことだとは思いますが。その辺の言葉の選択、そしてそこに込められた私たちの教育委員会としての思いがどこにあるのか。教育委員会の思いというものは、こういう思いがあるんだと、こういうように子どもたちに伝えたいんだと、あるいは父兄に伝えたいんだという思いをもう一度ここで喚起して、では、そのためにはどういう言葉がふさわしいんだろうかというのをみんなで考えていったほうがいいのではないかと思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。言葉の選択ということでご意見が出ました。よろしいでしょうか。

他にはいかがですか。

職務代理、よろしく申し上げます。

稲垣委員 非常にわかりやすく、図式化されたために見やすくなって、とてもよい状態ではないかと思うのですけれども、いつも少し疑問に感じていることは、稲城の教育というのはもちろん学校教育だけではなくて生涯教育ということもあるのですけれども、その学校教育と生涯教育というものの位置づけというのが一緒になっているために、どのように見たらいいのかなというのが、少しわからない部分があるのではないかなと思うのです。昨年より非常によくなったのは、学校教育に対して生涯学習社会の構築ということで下からサポートしていく、学校教育と生涯社会の構築ということがうまくこの図では表現されているなと思います。ただ、四つの基本方針のときに、生涯学習と文化・スポーツの振興というところだけが、学校教育とかけ離れているというところで何か位置づけがどうなのかなということをしごく感じるのですが、その辺はいかがなものかと思えます。

委員長 ご意見ということで。教育長。

教育長 大所高所ですから、どうぞ一言一つでもご指導いただけることがあればお願いします。

委員長 ご意見やお気持ちを伝えていただければ、非常に教育目標をつくることに生きてくると思います。
安江委員、どうぞ。

安江委員 忌憚のない意見をいうことなので、あえてつけ加えますと、今世間で問題になっている食の問題、これは今出た話でなくて、もうこのことは輸入する食材、輸入している加工食品に関してはもう数年前から問題提起されてきたことで、私も教育委員会で何回かそれに関して、学校給食の場ではいかがですかという質問をさせていただいたこともあるのですが、そのことを真剣に、ではどうするかということをお考えますと、稲城市というのは非常に地理的に恵まれて、農地がまだまだたくさんあって、農業に携わる方もまだまだたくさんいらっしゃる。非常にある種、農作物に関しては恵まれた地域だと思いますので、今の教育目標云々と直接関係あるかどうかわかりませんが、そういった特色を活かして、学校給食はできるだけ地元の産物を、子どもたちの成長を後押しする学校給食には地元の食材を使いましょうと。そして、この目標からは外れますが、そのための具体策として、農家の方々に協力をしていただいて、ぜひ学校給食に食材を提供してくださいというような、そして農家の方々も、自分たちがつくっているものは稲城の子どもたちが食べるものだというような意識を持ってつくっていただけたら、というようなことを今の事件をきっかけにいろいろ考えております。そういうことが子どもたちの発育の糧となる学校給食を稲城の産物で、稲城の食料でというようなことも、この中に何らかの形で盛り込むことができればいいかなと。でなければ、また別のところで給食というところに特化して、そちらのほうはそれでまたいろいろみんなで考えていけばいいかなと思います。

委員長 食の問題、非常に大きな問題になって、将来的にも大変な問題になるだろうと思うのですが、ご意見が出ました。含めていただきたいというように思います。
教育長。

教育長 ただいま安江委員さんから大変大切なことをご指摘いただきました。もちろん食育も大切ですが、やはり同じように稲城には伝統行事が今脈々と伝わっているというようなこともあります。ですから、いわゆる地域特性をどのように学校教育あるいは生涯学習を通して、子どもたちあるいは市民になるまでの間に基盤形成の中にうまく織り込んでいくかということとはとても大事なことだと思っておりますので、食育という具

体の文言がこの紙面の中で入り得るかどうかは別といたしまして、その地域性をとということにおきましては、何らかの形で入れ込むように努力を、今後継続させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

委員長 地域性の問題で全般的に広がってきましたけれど、よろしくお願ひします。

他にはいかがですか。よろしいですか。

それでは、質疑がないようですので終結をさせていただきます。

なお、本議案につきましては、内容についてより慎重に調査・検討する必要のあることから、継続審議といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、第1号議案「平成20年度稲城市教育委員会の教育目標について」は、継続審議といたします。

次に、日程第5、「報告事項」です。

本日の報告事項は、1件です。

まず、学校教育課長より、「稲城第七小学校校舎増築工事について」お願ひします。

学校教育課長 それでは、稲城第七小学校の増築の工事について。

1月の定例会の中で第七小学校の増築校舎の現場を視察していただきました。その中でも若干触れさせていただきましたけれども、この工事につきましては、建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法の一部改正の法律が19年6月20日に施行されたことに伴いまして、設計の変更の必要が生じてきました。その関係で工事請負の変更契約をしなければならぬという状況がございます。

現在の工事につきましては、校舎の増築工事、それから配膳室の改良工事、また屋外の外構を補修する工事があるわけですが、それに加えまして先ほど申しました法の改正によりまして、既存校舎の補強の工事が必要になってまいりました。柱の補強の工事、またエキスパンションの変更等が必要になってまいりました。そこで、工事の内容を変更しなければならないということ、昨年の9月議会終了後に当初の契約をしているわけですが、そういった変更が生じたので、この3月の議会におきまして変更契約をしていきたいと思っております。

その変更の内容の概要を説明させていただきます。

まず、エキスパンションにつきましては、当初の設計よりも広いものを使用しなければならないという変更がございます。また、増築校舎のほうはよろしいのですが、既存校舎はもともとの基準の中で前の建築基

準の中で建てられている建物でございます。その上に増築校舎の3階から既存校舎の3階のほうに行く廊下を現在の既存校舎の2階部分の上に乗せることとなります。従いまして、今の既存校舎の2階部分がありますので、その柱を補強しなければならないということがございまして、既存校舎の1階、2階の柱を増打ちといたしまして太くするということが工事の追加になっています。

それから、柱の増打ちに伴いまして増築校舎の、3階部分の渡り廊下を組むのですが、その柱の2段目の形状を変更しなければならないということです。そういったことに伴いまして、設備の配管の引き増し等も若干当初より変えていただくことになるという部分があります。

そういったことを含めまして、本工事の請負契約を変更することについて、3月の市議会の定例会におきまして変更契約の議案を提案する予定でございます。また、議案が可決された後に契約を締結するという運びになる予定でございます。

具体的な変更内容につきましては、次回2月の教育委員会定例会の中で資料をもとに議案の内容をご説明し、その変更の内容につきましても具体的な内容がお示しできるという状況になると思っておりますので、2月の定例会で資料をもとに具体的に説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

委員長

ありがとうございました。

以上で説明が終わりました。

質疑等ございましたら、お願いします。

詳しいことは2月の定例会で報告、ということです。

よろしいですか。

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。

(午後1時50分閉会)